

第24回 広島家庭裁判所委員会 議事概要

第1 開催日時

平成26年12月17日（水）午後3時から午後5時まで

第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

第3 出席者

[委員]

生野考司（新任），板根靖奈，植田智彦，江種則貴，杉山信作（新任），
鷹村アヤ子，月村佳子（新任），西本勝則，畑和行，原田武彦，湧田耕辰
（五十音順，敬称略）

[説明者]

鈴木裕一首席家庭裁判所調査官，渡辺美恵子家事首席書記官，原田浩一少年首席
書記官，吉川昌範次席家庭裁判所調査官，後藤花絵主任家庭裁判所調査官，鍵本
薫主任家庭裁判所調査官

[事務担当者]

吉川裕司総務課長，石黒隆雄総務課課長補佐

第4 議事

1 開会宣言（総務課長）

2 委員会の傍聴について

本日の委員会に広島弁護士会地家裁バックアップ委員会から申出のあった2人が傍
聴することを許可した。

3 委員異動報告

4 委員挨拶，自己紹介

5 委員長選任

生野考司委員を委員長に選任した。

6 議事

「家庭裁判所調査官について」

[委員長]

前回の委員会では、「家事調停手続について」というテーマで、模擬調停を御覧いただき、各委員の方々から大変有意義な御意見等をいただきました。今後の家事調停手続の実務において参考とさせていただきます。また、いただいた御意見等を踏まえ、当庁において一般の方を対象とした広報行事を7月9日（水）に開催し、同様の模擬調停を行い、質疑応答等をしたことを報告させていただきます。

本日の委員会のテーマは「家庭裁判所調査官について」です。これから、家庭裁判所調査官の仕事について説明した後、次の2点について御意見を伺いたいと考えています。

- (1) 家庭裁判所の紛争を解決する機能を高めるにはどうすればよいか。
- (2) 家庭裁判所調査官への採用志望者を増加させるために、家庭裁判所としてはどのような広報活動を行えばよいか。

(説明者は、家庭裁判所調査官の具体的な仕事の内容について説明をした。)

[委員長]

それでは協議に移らせていただきます。

今御覧いただいた家庭裁判所の調査官の仕事の説明について、分かりにくい点、御質問、御感想も含めて御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

[委員]

大変勉強になりました。特に、調査官の仕事は、教員が果たすべき役割と重なっている部分があるなど実感しました。特に、少年の非行を理解するための三つの要因の分析、生物的要因、心理的要因、社会的要因の説明についてですが、私も、もともと中学校の教員でしたので、本当に毎日のように子供を別室に呼んで、なぜそういう暴力行為を行ったのかといったようなことを聞き取りながら、生徒指導してきたわけですが、この三つの要因を十分に意識していたとは言えない状況もありまして、非常に勉強になりました。

それで、今日のテーマの一つである調査官の人材確保に関していえば、教員の世界も今人材不足と言いましょいか、採用試験については、一般的には3倍を切ると人材

確保が難しいと言われていますが、小学校の教員の採用試験でも、昨年度から3倍を切るようになりました。人材確保という観点から考えて、恐らく教員は一般的に国民に知れ渡っている職業だと思われます。ところが、調査官はそうではないというところがあるのだらうと思います。ただ、人を、より良い方向に変えていくという意味で言えば、調査官の仕事も教員の仕事と同じだなという実感を持っております。そして、その仕事のやりがいというのを、社会に対していかに伝えていくかというところが、やはり一つ工夫する必要があると思います。教員の仕事は子供をいかにより良き方向に導いて社会的、職業的に自立させていくかにあります。調査官も、その点は同じだと思います。ただ、仕事の目的は同じだが、調査官の場合は、子供が家庭裁判所でお世話にならなければならない行為を行ったという失敗をしているだけの違いなのだと思います。ですから、そういった子供を更生させるために調査官がいるということ、いかに社会に伝えていくかというのが一番大きなポイントになるのかなと実感しました。

[委員]

私も、実を言いますと、この委員にならせていただいて初めて、調査官とか書記官とか、裁判所の中での人員がどのように構成されているかということを知りました。正直なところ、今まで自分の実生活の中でそのようなことを知り得る機会は全くありませんでした。

今回の調査官について事前にお話を伺ったときに、まず私や私の職場においても、実を言いますと、調査官という職業が、昔でいう国Ⅰとか国Ⅱの採用試験で、国の行政官の中の一部として任用されるのかなというような感覚でした。そのことに関して、職場の人と話をした後、そうではなかった、ではなぜ、そうではなかったのかというところに話が行きまして、恐らく、これは三権分立から来ているのかなと。だから、司法は司法での採用、行政は行政での採用という仕組みになっているのかなという話になりました。裁判所の組織、機構については、その程度しか社会に認知されていないというか、分からないというのが実情だと思います。

そして、なおかつ調査官の仕事は、すごく地味ですよ。仕事の上ですごく苦勞を

されているというのは、いろいろ説明をお伺いして理解できたのですけれども、それでは具体的に調査官はどういう仕事をされているかというのは、まず一般の人にはほとんど理解されていないのではないかというのが正直な感想です。

ですから、どういう形でPRするのが良いのかというのは、具体的には私も分からないのですが、例えば、個人の情報になるから難しいのかもしれませんが、一つの少年事件等について、報道等で特集を組んでいただいたりして、その中で裁判所の皆さんが、どのように携わっているのかということを広報されても良いのではないかなという気がします。その手法に関しては、私も、細かいことは分かりませんが、もう少し家庭裁判所の実態というのをより具体的に取り上げていただくのが良いのではないのでしょうか。

私も、今回、調査官の資料を見させていただいて、余りにも調査官のことについて中身が分かっていなかったということを実に反省しているような次第です。

[委員]

私は、初めてこのような委員を任せていただいて思うのですが、例えば、いろいろ精神的とか知的な問題を抱えている障害者の方が、何回も何回も犯罪行為を繰り返されて、その対応に非常に困っているということを聞いたことがあります。そのような問題を抱えている方をどのように指導していかれるかは、調査官の方の大きな仕事だと思います。普通の人なら、家族の協力の中で、やはり感動したり心で受け止めたりして更生していくことになるのだらうと思います。だけど、知的障害の方とか発達障害の方は、やはり同じことを繰り返し、そして社会からつまはじきされてしまう。そのような方をどのような指導方法で、どのような関係機関で立ち直させるか。あるいは、ずっと預けておくことができ、親が安心できるような施設があるのか、そういうものがあれば私は画期的だと思って、今日はここに来ました。やはり調査官の方の力ではどうにもならないこともあると思いますし、そういうことを勉強させていただければと思っています。

[委員]

以前、広島家庭裁判所委員会で模擬調停をされたときに調査官が登場されましたが、

実際には、家庭裁判所が扱われる事件の内容はなかなか表に出ないし、知りたいことも一般の人では分からないと思います。いわゆる面会交流の調停等、難しい事件も調査官の力で解決されたということが、たくさんあるということが本日の説明を聞いて分かりました。

少年事件とか、いわゆる家庭内のいざごぎに関する家事事件は、検察側と弁護側がそれぞれ主張して裁判長が判断するという手続きとは異なるのでしょうか。家事事件の調停で話し合いをするというのは、裁判官が、白黒はっきり決めてしまうものではなく、話し合いを受けてその事件を解決するためには、どこが糸口なのか、ポイントなのかを、まさに文字どおり調査官が調査して探しておられるのでしょうかし、当事者のどの部分を見れば、事件が前に進むのかということを考えられるのでしょうか。そうすると、調査官の仕事というのは、かなり難しいレベルの仕事だろうなと思います。特に、心理学とか学ばれていらっしゃる方というのは、私の会社にも、そういうことを学んで会社に入った者もいますけれど、論理にプラスして、人と実際に接する、その中で、恐らく、うそとか欺瞞とかいろいろな人間の感情の非常に難しい部分と日頃接せられているのでしょうかから、その意味においても調査官になるというのは、とても難しいだろうなというふうに思います。

家庭裁判所にはすごい数の事件があつて、事件の中には本当に個人的な事柄にも触れながら仕事を行う中で、調査官をやられていて当然達成感はあると思いますし、次から次へ事件を解決していくエネルギーというのはすごいことだなと思ひ、感服いたします。

実際、調査官がドラマになったり、漫画の題材になったりしたというのは目にしたことがありますけれど、逆に余り調査官の仕事について認知がないというのは、調査官という仕事の難しさにあるのかなと思いました。今日、調査官の仕事について説明されたことも事実なのでしょうけれども、この難しいところというのを、また機会があれば是非聞かせていただきたいと思っています。調査官の物の見方で、あることが分かったり、あることが人の心を動かしたりすることについては、本当に生々しく司法の場で接していらっしゃるって、大変なことだと思いました。

[委員]

我々、新聞記者にとって非常に取材をしにくい相手の一つが先ほどの説明の中で視聴したDVDに出てきた父親のような、物分かりが悪い、他人の言うことを聞かない、自分の考えを決して曲げないような人です（苦笑）。それから、もう一つ、これは僕も取材してみたのですが、子供たちです。通り一遍の質問をしても通り一遍の答えしか返ってこないし、その答えが本心なのかどうかも良く分かりません。そういう意味で、調査官の方がそのことを十分に配慮していらっしゃることに感銘を受けました。

次に、新聞記者も、今なり手がいない代表的な業種になってきたのですが、恐らく、調査官の仕事は家族あるいは少年をつなぐとてもやりがいのある仕事だろうと思います。調査官は、世間には余り認知されていないけれども、しっかり社会の一員として役割を果たしていらっしゃると思いますので、むしろ、調査官の仕事は社会に認知されないほうが調査官の方のモチベーションもむしろ高まるのではないのでしょうか。人から何も見られていないところで、私は頑張っているということが自分のモチベーションになるのではないかと、逆に思ったりもしています。

また、一つ思うのは、調査官の採用は、30歳未満に限ってだそうですね。結構、人生経験のある人の方が、それなりの判断もできるのではないかという気がしますので、もう少し、年齢上限は高めても良いのではないかと思います。あるいは60歳以上の方も再雇用のような形で対応することも良いのではないかと思います。

もう一つは、調査官として採用されたら、やはりずっと調査官なのでしょう。

[委員長]

調査官として採用されると、裁判所で、一つは、今説明をした調査官の仕事に携わりますが、別に司法行政的な仕事を担当することもあります。

[委員]

調査官の仕事は、非常に大変な仕事で、他の仕事に生かせるキャリアでもあると思いますので、何かそういう調査官の仕事を経験した上で、次のステップに進むこともできますというやり方も一つ検討材料かなと思ったりもしました。

[委員]

非常に個人的なことですが、私が精神科医の訓練を受け始めた時期に出席した勉強会に、調査官の方々が来られていまして、一緒にカンファレンスを行った記憶があります。そのときは、私は若い駆け出しの頃だったので、調査官の方と話をしたことはないのですが、見た目も本当にスマートでハンサムで、こんな方がいらっしゃるのだと随分感心した記憶があります。私が所属していたのは、精神医学ばかりのコースではあったのですが、そこの中で家庭裁判所から来られて、一緒に討論したり、勉強したという非常に懐かしい記憶でもあります。また、私自身、心理学の勉強をした時期に、調査官をかつてしておられた、臨床心理の分野ですばらしい方との出会いがありまして、その方からいろいろと教えていただいたり、資料をたくさんいただいたりしたというような経験も思い出します。

調査官においては、すごい研修体制を持っておられて、そういう研修資源を外部に開放されたり、外人枠みたいなものを受け入れられたり、大学から院生をスカウトするなどされて、勉強したい人に裾野を広げていくべきだと思います。また、これからの若い人のみならず、社会人らに対してもキャリアを積んでいくというキャリア形成の過程で、家庭裁判所の持っているそういった資源を開放されると社会の関心と呼べるのではないかなと感じました。

調査官の希望者が少ないとか、新聞記者の希望者が少ないとか聞くと、確かに、今の社会において、そのような仕事が難しくなっている風潮というのが、もしかしたらあるのではないかとも思います。調査官の仕事について言えば、少年事件を調査して報告するために大切な情報収集の仕事がありました。その親子の気持ちを考えると、少年の心の中に入って向き合って関わり合うなどすれば、いろいろな情報が出てくるのだらうと思いますが、情報収集というのもなかなか難しいのではないかと思います。個人情報保護法ができたことにより、少年事件の調査の基本である情報収集とか検証という作業が難しくなっているのではないかなという気がします。

[委員]

私は、昔、自分が現場にいるときには、調査官の方といろいろ議論したり、教えて

もらったりしましたので、今日は、非常に懐かしく調査官の仕事の説明を聞かせてもらいましたけれども、調査官の志望が少なくなったのは幾つか原因があるのではないかと考えております。

一つは、私自身が大学生のころは、心理学を専攻しそれを生かして働くことのできる職場というのは、かなり限られ一般社会には余りありませんでした。特に女性ですと在学中に教員免許を取得して学校の教師になるぐらいしかなかったのですね。それで、教師に向いていない私は、本当に困って、何とか別の途はないだろうかと主任教授にお聞きしたところ、人事院の試験に合格すれば少年院、少年鑑別所、児童相談所、家庭裁判所など、そういうところだったらありますよと教えていただきました。その頃のことを思い出しますと、主任教授も、調査官の試験について十分に分かっているところもあつたのではないかとも思います。といいますのも、私自身法務省矯正局に採用面接に行つて初めて、別に調査官採用試験があるということを知りましたので。

若い臨床心理士の方に、就職する際に調査官になるということは頭になかつたのですかと聞いてみたところ、大抵の方が、いや、あの試験は難しいからと言われます。考えてみますと、私の頃に比べて最近心理学の知識を必要とする職場が増えて、心理学を専攻し臨床心理士の資格があれば、比較的容易に働く場所が得られ、また、収入を得られるようになってきています。それで、調査官の試験のような難しい試験を受けて就職しなくても良いのではないかと考えるような方も多数いるようになってきているのではないかと思います。

私が思っていることですが、現在臨床心理士の人達の働く職場はたくさんありますが、ひとりあるいは数人で働く小規模の施設が多く、とかくひとりよがりになりがちで、研修などもありますが、自分の技術を磨くために家庭裁判所のような組織で働いて、組織で仕事をするということを学ぶことも大事ではないかと考えています。

[委員]

今日はいろいろありがとうございました。僕ら弁護士は、少年事件にしても、家事事件にしても、依頼者の意向を聞いて活動します。そのときに、家庭裁判所では調査

官という方がいらっしゃいますよとお伝えします。少年事件だったら、少年に調査官がいるから、何でも話をしたら良いよというようなことを言ったりするのですが、そもそも一般の方は、調査官の仕事がどのようなものかイメージできてないから、調査官に対して、このような話をしても良いのだろうかとか、俗に言って、捕まるのではないだろうかというような警戒心の非常に強い人がいらして、代理人としては、そこをまず克服して話をしていくというところに、最初は苦労します。

今いろいろお話が出てきた調査官の報告書を、代理人は、事件の最後の段階では閲覧をさせてもらえるのですが、それを見せてもらうと、やはりすごく深く意識されていて、弁護士としての私は、依頼者と表面的な付き合いしかできていないなというように思う反面、調査官の方は、家事事件であれば当事者等から、少年事件であれば少年事件の関係者等からすごく聞き込んでいて、聴取した結果をよくまとめておられて、非常に感動するということが多いです。

そういう意味で、僕の方から、調査官に対して、特にこうしてください、ああしてくださいという要求というものは、他のテーマのときはいろいろと申し上げるのですが、今回のテーマに関しては、むしろ逆に教えてもらうことが多く、あえてここで申し述べることはないくらいです。

弁護士の間で、なぜ調査官は家庭裁判所にしかいないんだろうかという話をよくします。地方裁判所の民事事件でも調査官は絶対に要るよねという話をよくするのですね。また、刑事事件でも、やっぱり調整が必要な人というのはたくさんいて、そういう人は、むしろ今の刑事事件のシステムではほんと追い出されて、勝手にやれというようなことになってしまうので、やはり調査官がいて、いろいろ考えてもらった方が良いよねという話もします。将来的にはそのような法律になれば良いのではないかと個人的には思っています。ただ、法律を変える必要がありますが。

それから、採用について言えば、委員の皆さんが言われたように、一般の人はやはり調査官の仕事について分かっていないのだろうと思いますし、それは恐らく大学生等も同様なのだと思います。そういうことからすると、やはり先ほど話題に出たマスコミとかテレビとかで、一般の方に調査官について身近に思ってもらおうということも

大事でしょうし、あるいは高校生ぐらいの人に将来を考えてもらう中で、調査官という進路もあるんだということを知ってもらうことも、ある意味大切なのではないかと思います。大学に入ってからだと、もう学部が決まっているわけですから、その時点で考えても遅いというところもあるかもしれません。高校生だと、文系に行こうか、理系に行こうか迷っているところなので、そういう中で、文系の仕事として、調査官の仕事を紹介されるのは効果的ではないでしょうか。また、非常に試験が難しいと言われています。僕もどのような試験問題なのか見たこともないのですが、例えば、その高校生への紹介の際、試験についても、こういう問題ですよと紹介していただければ、若いうちからイメージを持ってもらえるのではないかと思います。今用意されている調査官のパンフレットも、大学生等への就職向けのパンフレットなので、中学生だと早いかもしれませんが、高校生ぐらいの人を対象とした内容の分かりやすいものでも作っていただけることを希望しています。

[委員]

本日は調査官の仕事についての説明とお話を聞かせていただきまして、非常に勉強になりました。ありがとうございました。少年事件の捜査に携わる検察官としてお話させていただくと、どうしても捜査機関としては、事件が起こって証拠を収集して事案の真相解明をして事件として家庭裁判所に送るとというのが主眼となって捜査を進めてしまうところがありますので、家庭裁判所に事件を送った後の少年がどのように処遇されるかということについては、念頭にはもちろんあるのですが、余り意識せずに仕事をしている面があります。今日のお話を聞かせていただきまして、調査官がしっかり調査をしてくださるので、私たちも事案の捜査をしてその真相解明をし、事件を家庭裁判所に送った後は、家庭裁判所において少年の適切な処遇を検討してくださるのだと思い安心しました。

それから、調査官の採用についてですけれども、私は法学部を卒業し、その後ロースクールを卒業して検察官になっているのですが、正直なところ、調査官という職業自体は知っていたのですが、どういった方法で、どういった方が採用されるのかということについては、ほとんど知りませんでした。検察庁に採用される事務官ですとか、

裁判所の書記官もそうだと思うのですが、法学部ですとか法律系の大学院、法科大学院などを卒業して法律を学んだことを生かしたいということで、就職される方は検察庁にもすごく多いですし、裁判所も多いのではないかと思います。この調査官という職業も、法律を熟知した上で、その範囲内で、どういう事件の解決ができるのかということを考える職業なので、法律という知識を生かす場が非常に多いのではないかと思います。しかし、正直なところ、法学部ですとか法律系の大学院、法科大学院などの卒業者の進路選択として、余り選択肢に入りにくい職業ではないかと思われませんが、それは非常にもったいないと思いました。ですから、法学部ですとか、法律系の大学院に行って説明会をして、調査官の職業について認知してもらったら、そういった需要の受け皿にもなるのではないかと思います。

[委員]

皆さんのお話いろいろありがとうございました。私は、裁判官として調査官と一緒に働いている身として、ああ、そういう見方もあるのかというようなことをいろいろ知った次第です。実は、私も家庭裁判所に専属になったのは1年半前でして、それまで地方裁判所にいました。地方裁判所には調査官はいません。北海道の北見支部で仕事をしていたことがあり、そこでは家庭裁判所の支部と地方裁判所の支部とがありますので、調査官と一緒に仕事をしたことがあったのですが、それほど深く一緒に仕事をしたことはありませんでした。

実は、裁判官も調査官のことをほとんど知らないのです。民事事件ばかりを担当していると調査官のことは分かっていませんでした。でも、1年半、調査官と一緒に仕事をやってきて思ったのですが、調査官は技が違うのですね。私も、裁判官として紛争解決に当たってきまして、法律という道具を使いながら紛争解決の技を磨いてきたつもりなのですが、調査官の使う技は違う系統の技なのです。やはり人の心とか、そういうものをつかまえるというのが第一歩なのです。私は剣道をやるのですが、剣道の技と柔道の技くらい違う。いや、もっと違うかもしれませんね。

家庭裁判所の事件は本当に解決が難しいのですが、法律を専門とする裁判官及び書記官と、違う技を持った調査官と一緒に仕事をして補完し合うことで、何とか頑張っ

ていくことができる、少しでも良い方向に向かうことができるのだと思います。先ほど、弁護士の委員の方が、地方裁判所には調査官はなぜいないのかということをおっしゃっていましたが、私も地方裁判所に調査官がいたら良いなと思うこともございました。

また、皆さんから、採用のことでいろいろ御意見をいただきましたが、どうでしょうか、教員もやっぱり少なくなっているということなのではないでしょうか。

[委員]

そうですね。大量退職で大量採用になったというのもありますし、全国的に少人数学級を実施していきまして、標準は一学級40人ですけど、自治体独自で35人学級を実施しているところもあり、ということは教員がたくさん要するというような事情もあるということと、もう一つ、最近、教員に関する調査なんかで教員の多忙化という結果が出てまして、マスコミにも随分載りまして、教員への志望が減少気味な状態です。

[委員]

調査官だけではないのかということをお改めして思いつつ、そうすると奪い合いになるという状態で、奪い合いになるからこそ、家庭裁判所もつかうかしていただけないと思っておりました。先ほどロースクールに宣伝をというお話をいただきましたけれども、私は、関西のロースクールに2年間、教えに行っていたことがございます。昔は、裁判官の志望者が少なかった時期もありましたが、裁判官だと、そのロースクールに教えに行くと、ロースクールの学生に、授業で直にいろいろな体験談等をするということもあり、そういう中で裁判官志望がちょっと増えてきたということもあつたりするのかもしれない。調査官について言えば、現場に出ていくというのは難しいところがあるかもしれませんが、先ほど高校生に対して、例えば出前講義的なことを行うという方法もありうるのでしょうか。職業教育みたいなものの一環として、そういうことをさせていただくというのも一つの方法としてあるのかなと思っております。

[委員]

今までのお話を伺って、つくづく思ったのは、要は、やはり少年が立ち直っていくためには、自分が帰るべき社会の中でこそ立ち直っていかなければならない。それは第一次的には、家庭があれば、やはり家庭であるべきだと思います。次にやはり学校、

特に義務教育段階であれば、必ず学校という社会に帰っていく。その中で、彼らが更生と自立の道を歩んでいく必要があると思います。そのためには、学校が、調査官とどういう関わり方ができるのだろうかと考えました。少なくとも、調査官がどういう思いで、少年の情報を収集したり、背景事情を調査していただいて、どういう分析、見解を持たれているのかということ、学校としては、全てというわけにはいかないのでしょうかけれども、できる範囲で情報をいただきながら、学校に彼らが帰ってきたときに、その学校という社会の中でどうやって自立させるかということを考えていけないといけないのかなと思いました。さらに言えば、教員が調査官の仕事を理解するところから、まず第一歩が始まるのかなというふうに感じた次第であります。

[委員長]

有益かつ貴重な御意見を紹介していただきまして本当にありがとうございました。もう少し議論したいと思っているところですが、時間にもなりましたので今回のテーマについてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

7 次回の予定等

(1) テーマ

「少年事件における関係機関との連携について」をテーマとする。

(2) 期日等

平成27年6月25日（木）午後3時

以 上